

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の検査体制について －PCR検査のご依頼は健康センターへ－

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に向けて、宮城県内の検査体制を強化するために宮城県医師会では宮城県（仙台市以外の医療機関）と「新型コロナウイルス感染症にかかる行政検査（PCR検査及び抗原検査）」の集合契約を締結いたします。

検査協力医療機関として実施する場合には宮城県医師会へ契約権限の委任状を提出していただくこととなります。

当該契約の事務フローは次ページのとおりですが、詳しくは、郡市医師会からの通知をご参照ください。

1. 委託契約を締結する医療機関の要件について

○下記の感染対策を行うことができると自治体が認めたもの。

| | | 喀痰・鼻咽頭拭い液・ 鼻腔拭い液等 | 唾液のみ |
|---|--|----------------------|------|
| ア | 疑い例が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう動線が分けられている | ○ | ○ |
| イ | 必要な検査体制が確保されている | ○ | ○ |
| ウ | 適切な感染対策が講じられている 標準予防策＋飛沫予防策，接触予防策 | ○ | ○ |
| | (1) 検体採取時の装備 サージカルマスク＋手袋＋目の防護具＋ガウン | ○ | － |
| | (2) 採取後の検体回収時の装備 サージカルマスク＋手袋 | － | ○ |

(参考) 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理

<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200602.pdf>

2. 保険診療加算について

○自治体との委託契約を締結した医療機関が、PCR検査を実施している宮城県医師会健康センターや抗原検査を実施する民間検査機関、または自施設内で検査を行った場合、以下の項目において加算できる（保健所が検体を受領し、地方衛生研究所で検査を行った場合は加算対象外）。

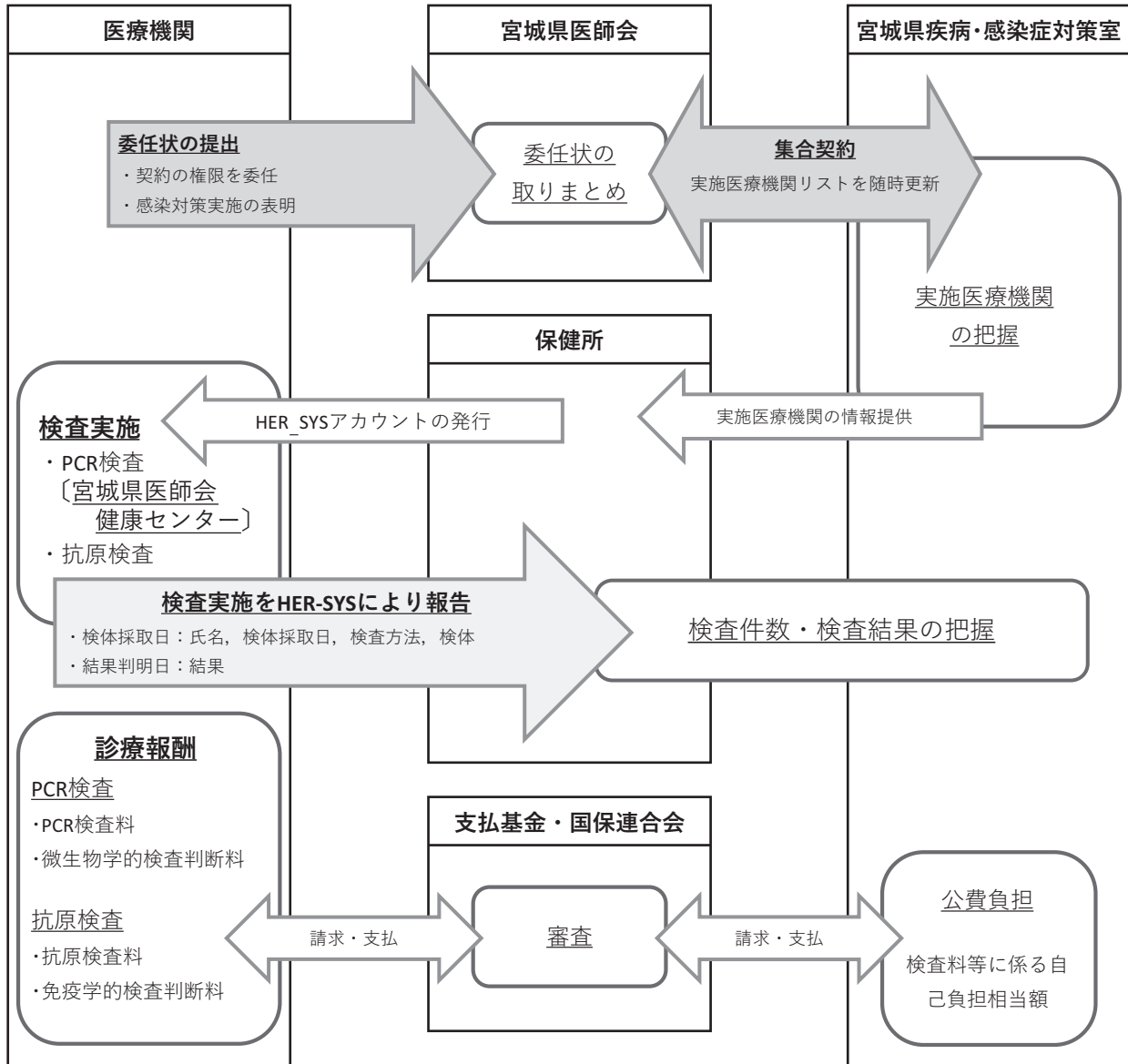
○保険診療の場合、検査対象者には検査費用負担を求めず、自己負担分は自治体が負担する。

| | SARS-CoV-2 核酸検出 | SARS-CoV-2 抗原検出 |
|-----|---|--|
| 検査料 | D023 [1 2] SARS コロナウイルス核酸検出 ・検体採取の保険医療機関以外の施設に 委託した検査 4回分 (1, 800点) ・上記以外 3回分 (1, 350点) | D023 [2 5] マイコプラズマ抗原定性(免疫クロマト法) 4回分 (600点) |
| 判断料 | 微生物学的検査判断料 150点 | 免疫学的検査判断料 144点 |

※ 留意事項 ※

- ・検査対象者が当月にすでに他の検査により判断料を算定している場合は加算対象外となる。
- ・検査料は初回検査が陰性で、他疾患の診断がつかなかった場合に限り、1人につき2回まで加算できる。

新型コロナウイルス感染症保険適用検査実施に係る事務フロー



健康センターのホームページをリニューアルしました。URL : http://www.miyagi.med.or.jp/h_center/index.html



公益社団法人 宮城県医師会

宮城県医師会健康センター

〒983-0832 仙台市宮城野区安養寺三丁目7番5号

TEL:022-256-8600 (代表) FAX:022-256-8610

TEL:022-256-8605 (検査関係) TEL:022-256-8601 (健診関係)

宮城県医師会ヒヤリングセンター 〒980-8633 仙台市青葉区大手町1番5号

TEL:022-227-4411 (ヒヤリング・補聴器関係)

宮城県医師会病理・細胞診検査室 〒980-8633 仙台市青葉区大手町1番5号

TEL:022-221-8720 (病理・細胞診関係)

わたしたちがイメージしたシンボルです ♥ハート 🌸花 🍵ハト 🌞太陽